

報告第 5 号

中之条町・六合村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

中之条町・六合村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、別紙のとおり報告する。

平成 21 年 8 月 27 日 報 告

中之条町・六合村合併協議会長 入内 島 道 隆

中之条町・六合村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中之条町・六合村合併協議会規約第18条第3項の規定に基づき、中之条町・六合村合併協議会（以下「協議会」という。）の会長、委員及び監査委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償の額)

第2条 委員等の報酬は、日額7,500円とする。ただし、県、町村の常勤職員及び議員については、これを支給しない。

2 委員等が、協議会の職務を行うために旅行した場合及び委員等以外の識見者が協議会の依頼を受けて会議等に出席した場合は、費用弁償として旅費を支給する。

3 前項の規定により支給する旅費については、会長の属する町又は村の旅費に関する条例等の規定を準用する。

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年8月27日から施行する。